

## 「麻薬取扱者免許等申請要領」

### 1 免許申請について

#### (1) 申請書の提出期限

申請書は、麻薬業務所を管轄する保健所（保健福祉（環境）事務所）に、令和6年10月18日（金）までに、必ず提出すること。

#### (2) 今回の申請対象者

本年12月31日で免許の有効期限が満了する全ての麻薬取扱者

（麻薬取扱者免許番号が、第22・・・で始まるもの。ただし、麻薬卸売業者を除く。）

なお、2か所以上の病院・診療所で麻薬を施用している者（免許証に従たる業務所の記載があるもの。）については、重複申請のないように注意すること。

#### (3) 提出書類と部数（申請書添付書類は、写・省略不可。ただし、②エを除く。）

#### 【重要】

○ア 免許申請書について、令和6年度の麻薬免許継続においては、従来の申請書を使用せず、継続申請用様式を使用してください。お願いします。（欠格条項(4)(5)欄が追加されています）

#### ① 麻薬施用者又は麻薬管理者

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ア 免許申請書（別記第1号様式、A4判） | 1部 |
| イ 診断書                | 1部 |

#### ② 麻薬卸売業者又は小売業者

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ア 免許申請書（別記第1号様式、A4判） | 1部 |
| イ 診断書                | 1部 |

申請者が法人の場合は、以下によること。

合名会社、合同会社：定款に別段の定めがないときは社員全員

合資会社：定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員

株式会社、特例有限会社：代表取締役及び麻薬及び向精神薬取締法の免許に係る業務を担当する取締役

民法法人、協同組合等：理事全員

外国会社：会社法第817条にいう代表者

- |   |    |
|---|----|
| ウ 業務分掌表又は組織規定図等、業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類（申請者が法人の場合のみ。） | 1部 |
|---|----|

- |                        |    |
|------------------------|----|
| エ 店舗の平面図及び麻薬保管庫の詳細な立体図 | 1部 |
|------------------------|----|

（麻薬卸売業者で、変更があった場合のみ。麻薬小売業者を除く。ただし、変更がなく省略する場合は、その旨を備考欄に記入すること。）

③ 麻薬研究者

|                      |    |
|----------------------|----|
| ア 免許申請書（別記第1号様式、A4判） | 1部 |
| イ 診断書                | 1部 |
| ウ 履歴書                | 1部 |
| エ 研究計画書              | 1部 |
| オ 麻薬研究施設の設置者の研究同意書   | 1部 |
| カ 麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図    | 1部 |
| キ 麻薬貯蔵施設の構造・設備を示すもの  | 1部 |
| ク 麻薬研究施設の概要          | 1部 |

(4) 免許手数料

| 麻薬免許                   | 手数料（円） | 備考   |
|------------------------|--------|--|
| 麻薬 卸売業者                | 14,600 | 手数料は、福岡県領収証紙又は県保健所窓口でのキャッシュレス決済端末により納入すること。<br>※北九州市、福岡市、久留米市保健所の窓口ではキャッシュレス決済に対応していません。 |
| 麻薬 施用者、管理者<br>小売業者、研究者 | 3,900  |  |

(5) 申請書記入上の注意事項

- ア 記入はインク（又はボールペン）を用いて楷書で、丁寧に記入すること。（特に、氏名は正確に記入すること。）
- イ 「表題」の欄は、取得しようとする免許の種類（施用者、管理者などの区別）を記入するか該当するものを○で囲むこと。（麻薬○○者免許申請）
- ウ 「麻薬業務所の所在地、名称」は、必ず市、郡名から記入し、省略せず正しい町名、番地及び病院、診療所名を記入すること（医療法上の届出に合わせる）。
- エ 麻薬業務所が病院等の場合は、所属診療科名の記入は不要であること。ただし、研究者の場合は所属科、教室等名まで記入すること。
- オ 「従たる業務所」の欄については、該当がない場合は斜線で抹消すること。（主たる麻薬業務所を再び記入する必要なし）
- カ 「許可又は免許の番号」及び「許可又は免許の年月日」の欄は、次表により記載し、種別についても必ず記入すること。又申請書欄外の備考の注意書きを参照して記入すること。

| 免許の種類 | 許可又は免許の「種別」「番号」「年月日」記載要領 |                                     |
|-------|--------------------------|-------------------------------------|
|       | 種別                       | 番号及び年月日                             |
| 麻薬施用者 | 医師、歯科医師、獣医師              | 医師、歯科医師、獣医師免許の番号とその取得年月日を記入すること     |
| 麻薬管理者 | 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師          | 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師免許の番号とその取得年月日を記入すること |

|        |       |                             |
|--------|-------|-----------------------------|
| 麻薬小売業者 | 薬局    | 薬局の開設許可番号とその有効期間の始期を記入すること  |
| 麻薬卸売業者 | 卸売販売業 | 卸売販売業許可の番号とその有効期間の始期を記入すること |

キ 「欠格条項」欄の記載については、申請書欄外の備考の注意を参照のこと。また「斜線」による抹消あるいは「同上」「〃」などと記入せず、各欄ごとに「あり」、「なし」と明記すること。

なお、法人が麻薬卸売業者、小売業者の免許申請をする場合、代表者及びその業務を行う役員については「あり」「なし」と記入し、「全員なし」と記入する必要はない。

令和6年度の継続申請において、**欠格条項の確認欄④、⑤**を設けた**継続申請書様式を使用すること。**（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い欠格条項を追加のため）

ク 「備考」の欄の記入について

継続申請と新規申請を区別するため、引き続いて申請するものは、現在取得している免許証の番号を「継続免許番号第220000号」と記入すること。

有効期間が令和7年1月1日からの新規免許を希望する者は、「令和7年新規」と記入すること。

有効期間が令和6年中の免許を必要とする者は、「本年免許」と記入すること。

ケ 申請者住所の記入については、市郡名から記入し、県外居住者のみ県名から記入すること。

## 2 免許返納届について

現に麻薬取扱者免許を有している者であって、令和7年1月1日以降の麻薬取扱者免許を申請しないものは、別紙様式（A4判）の届出書1部に現在所有している免許証を添付して令和7年1月15日（水）までに業務所を管轄する保健所（保健福祉（環境）事務所）に提出すること。

この際、麻薬を所有する者は、有効期間満了後50日を超えて所持しないよう留意し、手続きについては保健所（保健福祉（環境）事務所）に照会すること。

## 3 継続して申請する者の麻薬取扱者免許証について

申請時には、麻薬取扱者免許証の添付は不要であること。本年12月31日で免許の有効期限が満了する免許証は、令和7年1月1日から有効の新しい免許証が交付されるまでそのまま保管し、新免許証と引替えに、保健所・保健福祉（環境）事務所に提出すること。

#### 4 年間届について

##### (1) 届出を要する者

本年9月30日現在、次の免許を有する者

ア 麻薬小売業者

イ 麻薬管理者

ウ 麻薬管理者を設置していない麻薬診療施設（病院、診療所、飼育動物診療施設）  
にあつては麻薬施用者

エ 麻薬研究者

※なお、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間中、麻薬の受払及び在庫がない者も、その旨（品名欄に「取扱なし」）を記載して届出を行うこと。

※ 9月30日を事由発生日とする麻薬免許廃止届の提出により麻薬業務所が廃止となる場合、年間届の提出は不要。

##### (2) 届出書の提出場所・期間

ア 提出場所

業務所を管轄する保健所（保健福祉（環境）事務所）

イ 提出期間

令和6年10月1日から同年11月30日までの間。

##### (3) 届出書の様式と提出部数

ア 年間届の様式

様式第4号（A4判）によること。

イ 提出部数 2部（1部は届出者控え）

##### (4) 届出書の記入要領

別紙の記載例のとおり。